

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	京都市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

平成29年9月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、教育・保育施設を利用する場合の支給認定、保育利用申込みに対する利用調整、教育・保育施設へのあっせん、要請、事業者(所)の認可・確認、給付費の審査・支払、利用者負担額の管理、保育料の徴収等を行う。</p> <p>また、支給認定の申請、利用調整事務については、電子申請の受付も行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則その他関係政省令の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 支給認定事務 支給認定を決定し、保護者に支給認定証を交付する。また、認定区分等に変更が生じた場合は、認定変更を行う。2. 利用調整事務 保育利用希望者に対し保育の優先度に応じて利用調整を行うとともに、施設へのあっせん・要請を行う。3. 利用者負担事務 保護者の所得に応じて認定区分ごとに利用者負担区分を決定し、保護者に通知する。4. 契約事務 施設・事業所と保護者との利用契約の内容を管理する。5. 給付費の審査・支払事務 教育・保育施設を利用した保護者の給付管理を行う。6. 保育料徴収事務 市町村が徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援制度システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 なし 2 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二第13項, 116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐみ局幼保総合支援室
②所属長	幼保企画課長 長谷川 秀司
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市子ども若者はぐみ局幼保総合支援室 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 TEL 075-251-2390

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明